

平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法の適用地域に居住する電気主任技術者試験における
免除規定の適用を受ける皆様へ（お知らせ）

平成 30 年 8 月 8 日
一般財団法人 電気技術者試験センター

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

標記の件につきまして、災害救助法が適用された地域に住所がある方に対し、経済産業省より電気主任技術者試験に係る試験科目等の免除期間の延長の告示が行われました。

（平成 30 年 7 月 18 日付、経済産業省告示第 146 号）

この措置により、平成 30 年度標記試験を申込みながら受験できない方は、以下の表のとおり、免除期間の延長が適用されます。

有資格者区分	免除対象試験		免除の期間
一次試験合格者	一次試験（2017 年度）		2019 年度まで有効
科目合格者	一次試験 （合格科目）	2016 年度合格の科目	2019 年度まで有効
		2017 年度合格の科目	2020 年度まで有効

なお、この措置は、標記試験を平成 30 年度に受験された場合には、適用されません。

<問い合わせ先>

一般財団法人 電気技術者試験センター本部事務局

〒104-8584 東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM 東八重洲ビル 8 階

電話 03-3552-7691

FAX 03-3552-7847

以 上